

事務連絡
令和4年7月29日

各都道府県バス協会
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

「B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」(令和4年3月16日付け事務連絡)の一部改正に伴う再周知について(周知依頼)

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、厚生労働省から本年3月16日付けで発出された標記の事務連絡が、今般、7月22日付けで一部改正されたことを受け、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より国土交通省自動車局を通じ、周知の依頼がありました。

今般の改正では、濃厚接触者の待機期間が7日間から5日間に短縮され、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず3日目から解除が可能、などとされています(別添1)。

また、同じく7月22日付けで厚生労働省より「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」(別添2)が発出され、

- 療養期間又は待機期間解除後の勤務開始に当たっての職場等へのPCR検査や抗原定性検査キット等による陰性証明等の提出は必要ないことの再徹底が示されています。

各都道府県バス協会におかれましては、傘下会員事業者へこれらについての周知をお願いいたします。

《添付資料》

- 国土交通省自動車局 事務連絡(令和4年7月26日付け)
- 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡(令和4年7月25日付け)
(別添1)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡(R4.7.22 一部改正)
(別添2)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡(R4.3.22 付け)